

沖縄市立図書館電子図書館導入業務

プロポーザル実施要領

令和2年9月

沖縄県沖縄市

「沖縄市立図書館電子図書館導入業務」に係るプロポーザル実施要領

1. プロポーザル方式（公募）実施の目的

この要領に定めるプロポーザルは、沖縄市立図書館電子図書館導入業務を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受注者として選定することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

沖縄市立図書館電子図書館導入業務

(2) 目的

沖縄市立図書館電子図書館導入業務（以下「本業務」という）は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染拡大の影響による外出抑制時や、図書館の臨時休館中でも図書館のサービスを継続し、市民の利便性を高めることを目的として実施する。

同時に本事業は学校の休校時、外出抑制時における児童生徒の読書環境や学びを支援すること、また、日中の来館が難しい方などへの非来館者サービスの充実を図ること、さらに、令和元年6月に公布、施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」を遵守し、身体的に来館や読書が困難であった方へ図書館サービスを拡大することを目的とし、電子図書館の導入を行う。

(3) 業務内容

別紙「沖縄市立図書館電子図書館導入業務仕様書」を参照

(4) 業務期間

着手の日から令和3年3月31日まで

(5) 提案上限額

16,374,000円（税込み）以内とする。また、内訳は以下の通りとする。

書籍（コンテンツ）代 15,400,000円以上

電子図書館利用料 50,000円／月×3ヶ月以下

3. 担当課（提出および問い合わせ先）

沖縄市教育委員会 沖縄市立図書館

〒904-0004 沖縄県沖縄市中央2丁目28-1

TEL：098-929-4919 FAX：098-923-0312

Mail：tosyo-kan@city.okinawa.lg.jp

担当：新垣・宮里・銘苺・屋比久

4. 参加資格

(1) 単体企業として参加する場合

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次のア～キに掲げる条件をすべて満たす者でなければならない。

- ア. 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しないこと。
- イ. 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を沖縄市から受けることが明らかである者でないこと。
- ウ. 法人税、地方税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- エ. 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- オ. 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- カ. 過去5年以内に、公共図書館への電子図書館システム導入の実績を有すること。
- キ. 本業務を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が準備されていること。

(2) 共同企業体として参加する場合

共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合には、構成者が上記の単体企業として参加する場合の要件を全て満たしていることを要件とする。

この場合においては、参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書（別紙参照）を参加表明書の提出時に添付するものとする。

なお、代表者の業務分担割合については、共同企業体内で最大となること。

5. 応募期間

令和2年10月1日（木）から令和2年10月15日（木）までとする（月曜日及び祝祭日を除く）。

受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

6. 契約締結までの日程（予定）

- (1) 公募及び実施要領配布の期間 令和2年10月1日（木）～10月15日（木）

- | | |
|---------------------------------|--------------------|
| (2) 質問書の受付期間 | 10月8日(木) 正午まで |
| (3) 質問書に対する回答 | 10月9日(金) |
| (4) 提案書類の受付期間 | 10月1日(木)～10月15日(木) |
| (5) 第1次審査(書類審査) | 10月15日(木) |
| (6) 第1次審査結果通知 | 10月20日(火) |
| (7) 第2次審査
(プレゼンテーション及びヒアリング) | 10月27日(火) |
| (8) 最終結果通知 | 10月下旬 |
| (9) 契約締結予定 | 11月上旬 |

7. 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出方法等

(1) 参加表明書

提出書類	様式等	提出部数等
参加表明書	様式1	1部
履歴事項全部証明書等	法人の場合：「登記簿謄本」 商号登記している場合：「商号登記簿謄本」 個人事業所の場合：「身分証明書」	1部
滞納のない証明書	法人の場合：「市町村税」「県民税」「法人税」「消費税および地方消費税」 個人の場合：「市町村税」「所得税」「消費税および地方消費税」	各1部

※ただし、「沖縄市物品単価表及び登録業者名簿」及び「沖縄市入札参加資格者登録名簿」に登録された者は、「履歴事項全部証明書等」「滞納のない証明書」については提出を省略することができる。

(2) 企画提案書

提出書類	様式等	提出部数等
企画提案書	様式2(会社概要)	1部
	様式3(業務実績調書)	8部
	企画提案書(任意様式)	
	機能仕様書への回答	
参考資料	企業パンフレット	1部

(3) 提出期限：令和2年10月15日(木) 正午必着

(4) 提出方法：持参又は郵送。郵送の場合は書留又は簡易書留により送付すること。

(5) 提出先：本要領3に掲げる担当課

8. 質問の受付

本実施要領の内容について質問がある場合は、次の通り受け付ける。

- (1) 受付期間：令和2年10月1日から令和2年10月8日正午まで
- (2) 提出方法：質問内容を質問書（様式4）に記入のうえ、下記の電子メールアドレスへ送付すること。その際の件名は「沖縄市立図書館電子図書館導入業務への質問」とすること。
電子メールアドレス：tosyo-kan@city.okinawa.lg.jp
- (3) 回答方法：本市公式ホームページにて回答を掲載する。
※類似する質問に関しては併せて回答する場合もある。
- (4) 回答日：10月9日（金）

9. 評価方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された提案書類を下記10で示す評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考されたものに対し、企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記10で示す審査基準に基づいて評価し、第1次審査と第2次審査の合計点により、最も優れている提案者を選定する。

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨をFAXまたは電子メールにより通知する。

②第2次審査

審査結果をFAXまたは電子メールにより通知する。

※なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも、審査・評価を実施する。その場合は、一定水準（合計点数が満点の60%以上）の評価に達しない場合は、契約候補者として選定しない場合がある。

10. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

- (1) 第1次審査（140点満点）……書類審査
 - 企業の業務実績
 - 所在や地元企業との連携

図書館に提供可能な日本語の電子書籍数
機能仕様書への対応

- (2) 第2次審査（140点満点）……企画提案書及びプレゼンテーションの内容
 - 電子書籍の充実性
 - サポート体制
 - スケジュール
 - セキュリティ対策
 - 独自提案

1 1. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの

1 2. 契約に関する事項

(1) 業務委託契約候補者の特定

評価委員会が選定した者を、本業務委託契約に係る随意契約の候補者として特定する。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者から見積徴取及び請負契約が締結できない場合には、次点者を見積徴取の相手先として再選定するものとする。

- ①優先交渉権者が地方自治法施行令167条の4第1項または第2項に規定するものに該当することとなったとき。
- ②優先交渉権者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき。
- ③優先交渉権者が見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき。
- ④優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
- ⑤その他の理由により優先交渉権者と請負契約が不可能となったとき。

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、別途沖縄市の定める本契約に係る予定価格の範囲内とする。

(3) 仕様及び実施条件

- ①本契約の仕様については、優先交渉権者と提出書類等に記載された内容を尊重し定める。ただし、解釈に疑義が生じた場合は、発注者の解釈によるものとする。
- ②発注者は、本契約の仕様決定にあたり、必要に応じて優先交渉権者に対し具体

的な実施手法の提案等を依頼することができる。

(4) 本契約は沖縄市契約規則によるものとする。

13. その他注意・留意事項

(1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て事業者の負担とする。

(2) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円単位とする。

(3) 書類提出後の提案等の修正または変更は一切認められない。

(4) 提出された書類等は返却しない。

(5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において、複製する場合がある。

(6) 参加者から提出された資料を含むプロポーザル実施に関する情報及び業務受託者から提出された資料は、沖縄市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響の出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

(7) 受託事業者選定にあたっては提出された内容等を総合評価し決定とする。このため、事業を実施するに当たっては沖縄市と協議し進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではないため注意すること。